

トレンドマイクロ スマートホームネットワーク ™ ライセンス情報

ライセンス番号は、不正使用の防止のために、製品一つ一つを識別する番号です。本製品のサポートの際に、必要になります。

ライセンス番号の再発行はできませんので、大切に保管してください。

<ライセンス番号>

型番：WMC-X1800GST2-B

本製品を初めてインターネットに接続してから最長 5 年間、またはエレコムが告知した日までのサービスとなります。

ただし、2029 年 12 月末を越えることはありません。

使用開始日

※使用開始日を記入してください

本書には、お客様への注意事項に続いて、プライバシーと個人データの収集に関する規定および本製品の使用許諾契約書が記載されています。本製品をご利用になる前によくお読みください。また、お客様が未成年の場合は、保護者の同意を得たうえで本製品をご使用ください。

お客様への注意事項

お客様は、トレンドマイクロ株式会社（以下「弊社」といいます）の Trend Micro Smart Home Network（以下「本製品」といいます）をホームネットワーク（お客様がご自宅において個人的に利用するネットワークを指します、以下同様）においてのみ利用することができますものとし、当該ホームネットワークに接続され本製品の機能の対象となる各種ハードウェアはお客様の責任においてお客様ご自身またはお客様のご家族等が使用するハードウェアに限定されます。

本製品を有効にすると、ホームネットワークへの不正侵入の検知、ホームネットワークに接続された機器の危険な Web サイトへのアクセス、ペアレンタルコントロールの対象となるアプリの利用状況などを、各機器へのインストール不要で可視化することができます。

結果として、本製品によりご家族のプライバシーにかかわる情報をお客様が把握できる場合があります。ただし、該当の Web サイトやアプリの情報が通知されても、ご家族等の方が操作した情報自体やコンテンツ内容については管理者であるお客様には通知されません。

また、不正サイトの URL など、各端末（ご家族等が使用する機器を含みます）から本製品のプリインストールされたルーターを経由して収集した脅威の情報については弊社に送信され、今後の製品品質の向上や製品サポートに活用させていただきます。詳細は後述の「プライバシーと個人データの収集に関する規定」に記載されています。

本製品をご利用されるお客様のご家族等全員に対して、本製品の性能および機能、ならびに本書記載のプライバシーポリシーおよび使用許諾契約について説明を行い、お客様のご家族等から同意を得るのはお客様の責任となります。また、お客様のご家族等以外の第三者に本サービスを利用させることはできません。

プライバシーと個人データの収集に関する規定

トレンドマイクロ製品の一部の機能は、お客さまの製品の利用状況や検出にかかわる情報を収集してトレンドマイクロに送信します。この情報は一定の管轄区域内および特定の法令等において個人データとみなされることがあります。トレンドマイクロによるこのデータの収集を停止するには、お客さまが関連機能を無効にする必要があります。

本製品により収集されるデータの種類と各機能によるデータの収集を無効にする手順については、次の Web サイトを参照してください。

<http://www.go-tm.jp/data-collection-disclosure>

重要

データ収集の無効化やデータの削除により、製品、サービス、または機能の利用に影響が発生する場合があります。本製品における無効化の影響をご確認の上、無効化はお客さまの責任で行っていただくようお願いいたします。

トレンドマイクロは、次の Web サイトに規定されたトレンドマイクロのプライバシーポリシーに従って、お客さまのデータを取り扱います。

https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy/product.html

トレンドマイクロ使用許諾契約書

ソフトウェア：エレコムルーター用 Trend Micro Smart Home Network
バージョン：日本国用
目的：サブスクリプション・ライセンス
日付：2022 年 6 月

重 要：以下の契約（「契約」）は、トレンドマイクロ株式会社または関連ライセンサー（「トレンドマイクロ」）が「ソフトウェア」および付随「ドキュメンテーション」を個別ユーザである「お客様」にライセンス許諾する際に準拠する条件について定めています。「お客様」は、本「契約」を承諾することによって、トレンドマイクロと拘束力ある適法な契約を締結することになります。その場合本「契約」条件は、「お客様」による「ソフトウェア」のご使用に適用されます。

「お客様」は、「ソフトウェア」をご使用になる前に、本「契約」をお読みになり承諾いただく必要があります。「お客様」が未成年の場合、保護者の同意を得たうえで「ソフトウェア」を使用してください。
また、「ソフトウェア」で対象とするネットワークはホームネットワークに限定してください。

注 記：第 5 条では、トレンドマイクロの責任が制限されています。第 6 条では、当社の保証義務および「お客様」の救済方法が制限されています。第 4 条では、トレンドマイクロが提供した「ソフトウェア」やその他のツールの使用に関して、重要な制限が定められています。本「契約」を承諾いただく前に、これらの条文を必ずお読みください。

1. 適用される「契約」および条件

本「契約」は、所定のエレコムルーターとともに使用する「Trend Micro Smart Home Network」（これにはパフォーマンスの向上とセキュリティサービスのために提供されるディープパケットインスペクション、アプリケーション ID の署名、デバイス ID 署名、ペアレנטラルコントロールなどの性能や機能が含まれますが、それらに限られません。総称して「ソフトウェア」）に適用されます。本「契約」上の権利はすべて、「お客様」に本「契約」を承諾していただくことが条件となります。

2. サブスクリプション・ライセンス

トレンドマイクロは、「お客様」および「お客様」のご家族等に、「サブスクリプション期間」（以下の第 3 条に定義）中、「ソフトウェア」がプレインストールされている「エレコムルーター」上でのみ「ソフトウェア」を使用できる非独占、移転不可、譲渡不可の権利が許諾されます。トレンドマイクロは、予告なしに随時、「ソフトウェア」を機能拡張、変更もしくは中止する権利、または「ソフトウェア」の利用に新しい条件もしくは異なる条件を課す権利を有します。「ソフトウェア」は、効率的に作動するために「アップデート」を必要とする場合があります。「アップデート」とは、「ソフトウェア」のセキュリティ・コンポーネントの新規のパターン、定義またはルール、および「ソフトウェア」や付属文書のマイナーな機能拡張をいいます。「アップデート」は、「お客様」の「サブスクリプション期間」中にダウンロードし使用するのためにのみ利用することができますが、「アップデート」をダウンロードした日に有効な、トレンドマイクロの使用許諾契約の条件に従うものとします。ダウンロードすると同時に、「アップデート」は、本「契約」においては「ソフトウェア」となります。なお、「アップデート」はエレコム社より配布されます。

3. サブスクリプション期間

「サブスクリプション期間」は、「お客様」が本「契約」に同意した日から、(a) 最長 5 年を経過するまでまたは (b) エレコムが Web サイト上で告知したその他の終了日、のいずれか短いときまでとなります。ただし、いずれの場合も 2029 年 12 月末を超えることはないものとします。

4. 使用制限

トレンドマイクロが提供した「ソフトウェア」およびその他のソフトウェアまたはツールは、ライセンス許諾されたものであって販売されたものではありません。トレンドマイクロおよびそのサプライヤーは各々、「ソフトウェア」に権原、著作権、ならびにトレード・シークレット（企業秘密）、特許権およびその他の知的財産権を保有しています。また各々、ドキュメンテーションにも著作権を所有しています。さらに各々、本「契約」で「お客様」に明示的ではない形で権利を許諾した場合もそれらすべてを保有しています。「お客様」は、以下について同意するものとします。すなわち「お客様」は、「ソフトウェア」を貸し出したり、一時貸ししたりまたはサブライセンスしないこと、「ソフトウェア」のコンポーネントを単独で利用しないこと、「ソフトウェア」を何らかの商業目的に利用しないこと、または「ソフトウェア」を他の者にサービスを提供する目的で利用しないことに同意するものとします。「お客様」は、さらに以下について同意するものとします。すなわち、「お客様」は、「ソフトウェア」のいかなる部分についてもリバース・エンジニアリングしたり、デコンパイルしたり、改変したり、翻訳したり、逆アセンブルしたり、そのソース・コードを探索したり、またはそれから派生物を作成したりしないことに同意するものとします。「お客様」は、第三者がタイムシェアリング、サービス機関またはその他の取決めを介して、「ソフトウェア」を利用して利益を得たり、その機能から利益を得たりすることを認めないことに同意するものとします。「お客様」は、犯罪行為となるような行為を奨励したり、他の者が「ソフトウェア」を使用したり個人にだるるるを邪魔する行為に関与したり、「ソフトウェア」またはサービスを利用して個人の居場所や活動をする個人から明示の同意を得ることなく探知したり監視したりしないことに同意するものとします。「お客様」は、さらに、他の者にこれらの禁じられた行為を行わせないことに同意するものとします。

5. 責任制限

A. トレンドマイクロまたはそのサプライヤーは、第 5 条 (B) を条件として、かつ準拠法で認められた限度で、いかなる場合も、「お客様」に対して、以下に関する責任は負わないものとします。すなわち、(i) 本「契約」の締結時に合理的に予見できなかった損失、または (ii) 種類の如何を問わず派生的損害、特別損害、付随的損害もしくは間接損害、またはデータもしくはメモリの喪失または破壊、システム・クラッシュ、ディスク/システムの損傷、利益もしくは貯蓄の逸失、または取引上の損失に関して、責任は負わないものとします。ただしこれらは、本「契約」または「ソフトウェア」から生じたか、それらに関連して生じた場合とします。これらの制限は、トレンドマイクロが、このような損害が発生する可能性について知らせを受けていた場合でも適用されます。さらにこれらの制限は、訴訟の形態如何に係わらず、すなわち契約違反によるか、過失責任によるか、厳格製造物責任によるか、またはその他の訴訟原因もしくは責任理論によるかに係わらず、適用されます。

B. 第 5 条 (A) は、トレンドマイクロの重過失によって生じた死亡もしくは人身傷害、または詐欺、またはその他の責任でトレンドマイクロが排除することが法によって認められていないものに関して、トレンドマイクロまたはそのサプライヤーの責任を制限したり排除したりしようとするものではありません。

C. 第 5 条 (A) および第 5 条 (B) を条件として、トレンドマイクロまたはそのサプライヤーが、請求に対して負う責任の総額は、いかなる場合も、かかる請求が、契約違反によるか、過失責任によるか、厳格製造物責任によるか、またはその他の訴訟原因もしくは責任理

論によるかに係わらず、「お客様」が支払ったか場合により支払義務を有する「ソフトウェア」およびサービスの料金額を超えないものとします。ただし、トレンドマイクロの故意または重過失の場合はその限りではありません。

D. 本第 5 条の責任制限は、顧客は自分のコンピュータを別の目的のためにも使用するという事実に基づいています。したがって、「ソフトウェア」のエラーによって問題が生じたり関連してデータが喪失したりした場合、「お客様」のニーズに適った代替策や予防対策を講じられるのは、「お客様」しかいません。この理由から、「お客様」は、本第 5 条の責任制限に同意するものとします。

6. 保証の不存在

トレンドマイクロは、以下のことを保証するものではありません。すなわち、「ソフトウェア」が「お客様」の必要条件に適合することや、「お客様」が「ソフトウェア」を中断なしに、エラーが発生せず、適時に、または安全に使用できることを保証することや、「お客様」が「ソフトウェア」を使用して得られた結果が正確または信頼できることや、エラーまたは問題が起こった場合それらを修正したり補正したりできることを保証するものではありません。悪質かつ迷惑な電子コンテンツの性質や量を前提とすると、トレンドマイクロは、「ソフトウェア」が完全であることや正確であることや、当該「ソフトウェア」が悪質または迷惑なアプリケーションやファイルを全部またはそれらだけを検知したり、除去したり、駆除したりすることを保証するものではありません。「お客様」が有する追加の権利については、第 7 条を参照ください。本「契約」の条件は、法律、モモンロー、商慣習、取引過程またはその他における黙示の保証、(明示)か黙示にかかわらず) 事情、約定、条件および義務すべて代わるものです。これらには特定目的適合性の保証、および第三者の権利の不侵害が含まれますが、これらに限りません。これらはすべてここに法で認められる範囲で最大限排除されます。

7. 他のユーザへの通知

個人の行為が監視対象となっている場合その個人全員に対して、「ソフトウェア」の性能および機能について通知を行うのは「お客様」の責任です。かかる性能や機能には以下のものが含まれますが、これらに限りません。すなわち (a) 対象となる端末のインターネット等の使用が記録されトレンドマイクロおよびお客様ご自身に報告される可能性があります。また (b) 「ソフトウェア」の作動中は、対象となる端末から各種データが自動的に収集されます。なお詳細は「プライバシーと個人データの収集に関する規定」に記載されています。本条における表明と保証に違反した場合、「お客様」がトレンドマイクロの満足行く程度に当該違反を直したことを示すことができるまで、トレンドマイクロは、事前に通知して、ただしトレンドマイクロが有する他の権利を損なうことなく、「ソフトウェア」のパフォーマンスをサスペンドすることができます。

8. バックアップ

「お客様」は、「ソフトウェア」を使用中は、定期的に「お客様」の「コンピュータ」・プログラムおよびファイル（「データ」）を別の媒体にバックアップすることに同意するものとします。「お客様」は、「ソフトウェア」のエラーが原因で「コンピュータ」に問題が生じた場合、「お客様」がバックアップすることを怠ったことによって「お客様」の「データ」が喪失する可能性があること、さらにトレンドマイクロはかかる「データ」喪失に関して責任を負わないことを承認するものとします。

9. 終了

「お客様」が本「契約」の重要な条件を遵守することを怠った場合、即時にかつ通知することなく、本「契約」に基づく「お客様」の権利、および「ソフトウェア」への「お客様」のアクセス権を終了することができるものとします。第 1 条および第 4 条から第 13 条は、本「契約」を終了後も有効に存続します。

10. 不可抗力

トレンドマイクロは、以下の事由に起因して履行遅延または不履行が生じた結果、損失または損害が生じたと申立てられたか実際に生じた場合、それらの損失または損害に関して責任を負わないものとします。すなわち、このような事由とは、「お客様」の行為、民事機関または軍事機関の行為、行政上の優先事項、地震、火災、洪水、疫病、検疫、エネルギー危機、ストライキ、労働争議、戦争、騒乱、テロ、事故、材料不足、輸送遅延、またはトレンドマイクロが合理的に制御できないその他の原因です。トレンドマイクロは、合理的に可能なかぎり早急に、その義務の履行を再開するものとします。

11. 輸出規制

お客様は、「本ソフトウェア」が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、本ソフトウェアを適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとします。お客様は、本ソフトウェア等に関連した米国輸出管理法令の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとします。「本契約」の締結により、お客様が米国により現時点で輸出を禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、および本ソフトウェア等を受け取ることが禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために使用しないことに同意するものとします。

12. 一般条項

「本契約」および「サブスクリプション期間」は、お客様とトレンドマイクロとの間の完全な合意を構成しています。本契約の締結以前にお客様とトレンドマイクロとの間になされたすべての取り決めが優先して適用されます。本契約のいずれかの条項が無効で発見された場合でも、本契約の残りの部分の有効性には影響しません。トレンドマイクロでは、第三者またはその関連会社、および / または子会社に本契約に基づく義務の一部またはすべてを割り当てるか、委託することができるものとします。

13. 準拠法及裁判管轄

ライセンサーはトレンドマイクロ株式会社です。また、「本契約」は、日本国法に準拠するものとします。「本契約」に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

「ソフトウェア」は知的財産法および国際条約の規定で保護されています。無許可で作成または配布した場合、民事罰および刑事罰が課されます。